

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番全国港湾22FAX第107号)
(宛先)	2023年6月17日 時 分
各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	(発信者)
(件名)	全国港湾書記局 

23港湾春闘情報(9)

(本文) 23春闘は、4月26日に開催した23春闘第5回中央港湾団交において、(仮)協定書を基本合意した。

2. その後、4月27日付、公文22発第82号において「23春闘中央港湾団交の『基本合意』に基づく当面の取り組みに関する指示」を発出し、各単組・各地区港湾の取り組みを指示した。
3. そして、5月26日に事務折衝を行い、組合側から、冒頭に日港協として、検証の取り組みをどう進めているかを質した。
4. 日港協は、地区団交に応ずるよう内部周知しているとしつつ、縦割りでの料金交渉にまでチェックすることはできないとし、一方、実感としては、各元請事業者は政府施策の推進に対応して努力している旨を報告した。
5. 組合側は、日港協の報告をふまえ、次の点を主張しました。
 - (1) 検証の取り組みは、労使が「料金確保・改定」を促進し、ユーザーの責任を追及するものであり、日港協は「組合側の団交に応ずるよう」周知したにとどまることなく、検証の取り組みに主体的に関わるよう求めた。
 - (2) 組合側としても、具体的に検証を進めており、その上で週休二日制など制度確立に踏み込んで、これを裏付ける料金が担保されていないこと、22年度の分も確保されていないことを報告した。
 - (3) 基本合意として検証を進める意義は、これを合意・調印に進めた場合は、組合側が通告している「行動の自由の留保通告」を解くことになり、一定の緊張関係の中で検証を進めるのをできなくなることを避けることがある。
 - (4) 料金改定・価格転嫁の取り組みは、基本合意していることで、検証の取り組みでは日港協もその役割を果たすことが重要だ。
6. 組合側は、検証活動の促進への力の傾注を強く要求し、第5回団交では1ヶ月を目途とした検証を行い、それをふまえて団交(続闘)を行うとしていたが、これを8月末に延長し、日港協(元請事業者)も主体的に動き、料金確保に至っていない職種や事業者の後押しをするよう強く要請した。

7. 以上の結果、8月を目途とした検証活動・料金確保の取り組みを行い、その推移を見て団交の再開を判断すると確認した。その際、次の点も確認した。

- (1) 検証を続ける中でも、必要な場合は労使折衝を行うこととした。
- (2) 妥結に至っていないが、基本合意のもとで、指定事業体問題など緊急を要する課題については折衝を続けること。
- (3) したがって、8月を目途に、「検証」と地区独自の課題について地区団交の強化を図る。そのために、あらためて取り組み強化の内部指示を取り組むこととした。

8. 各地区的取り組み報告

(1) 東京港湾

① 5月17日、地区団交を開催。

中央仮協定（基本合意）に基づき、23春闘地区協定書（案）が提案され、地区協定書（案）は第1項で、「価値創造のための転嫁円滑化」施策について、東京港運協会として積極的に推進し、労働環境整備に資するための適正料金確保に取り組む。また、この取り組みに関しては、来年以降も継続する、との内容であった。

② 組合はこの提案を受け、機関会議での討議を経て、回答することとし、5月24日（水）に執行委員会・闘争委員会を開き、以下の内容を確認した。

ア. 港運同盟・東京港湾はこの提案を受け、各々の機関会議で各単組より協定書（案）に同意の意見が出され、取りまとめた。

イ. 両組合の機関会議の決定を受け、東京の労側の意見を取りまとめる事とした。

ウ. その他の項目については、中央段階で最終合意（押印／サイン）が済んだ後、再度地区団交を開催し、調印する予定。

(2) 横浜港湾

① 5月19日、地区団交を開催

ア. 組合側は、23春闘における中央での「基本合意」に基づく、協会としての取り組みを質したが、会員各店社（各職種）で料金の上積みについての努力を図るよう指導し、対応を図っているとした。

イ. 組合側は、会員各店社（各職種）対応に任せるのでなく、協会として、料金に取り組むよう要請した。

ウ. 協会は、昨年度からの「政府施策」が発出されていることは理解しているとし、次年度以降も継続するよう横浜港運協会として会員店社である元請事業者に対して「適正料金収受」に向け、荷主・ユーザーに対応を求める回答した。

② 次回、6月中に団交を開催予定。

(3) 神戸港湾

・ 5月22日、地区団交（二回目）を開催。

① 業側より、4月26日の中央仮協定書「基本合意」に基づき、地区において神戸港湾と港運同盟兵庫地本から出された2023春闘要求書について確認書（案）で回答するとした。

- ② 業側より中央労使仮協定書「基本合意」に基づく、地区確認書の案文を読み上げて労使で確認した。
- ③ 組合側より案文を確認した上で以下の内容を要請・要望した。
- ア. 専業の組合代表から、作業料金の下払いについて、協会が指導性を發揮していただいて、履行出来るよう改めて申し入れた。
- イ. 例年のように料金問題に関して、8月末に検証を行なうことを提案し、各元請事業者の方々は、それまでに専業者への下払いを順守して頂くよう協会としての指導を要請する。
- ウ. 特に、今年度は中央港湾団交での基本合意を補完する地区産別協定締結に向けた取り組みとなっている。料金問題は今春闘の大きな争点となっているので、問題なく検証を進めるよう重ねて要請した。
- エ. 今年は、暑さが早めに来ると言われている。各企業で熱中症対策はされていると思うが、改めて各企業に熱中症対策への対応を講じるよう要請する。
- ④ 業側からは、組合の要請・要望に対し了解したうえで、特に以下の2点について回答した。
- ア. 適正作業料金については、会員店社に対して本件の趣旨を十分に理解し周知させ、8月末にこだわらず、早期解決に向けて誠意ある対応に努めるよう周知徹底させる。
- イ. 熱中症についても同様に、会員店社に対して趣旨を十分に理解し周知させ、対策に努めるよう周知徹底させる。
- ⑤ 業側の回答を組合側は了承し、終了した。

(4) 関門港湾

・ 5月8日、地区団交を開催

- ① 第5回中央港湾団交にて、「基本合意」がされ、各地区港湾に「基本合意」に基づく取り組み指示が出されたことと3月7日付関門港湾要求書の回答、コロナ感染症が5月8日より、感染症法上2類から5類に変更されたことによる感染症対策を含めて地区団交を開催した。
- ② 要求書の回答については、基本的に「中央協定を遵守する」である。また、中央労使仮協定書「基本合意」に基づく確認、「港湾労働者の命と安全を確保するための議事確認」を口頭での確認を行った。
- ③ 特に、23春闘・関門港湾確認書に「2023中央港湾団交における基本合意を遵守する」の項目を追加して締結を行った。

(5) 博多港湾

5月23日に行われた労務委員会（港運協会・業側・労側）で第中央港湾団交後の協議を行った。

今春闘は、物価高による賃上げに伴う価格転嫁の流れに対して内容確認し、（仮）協定書の内容確認・労働環境整備への資源確保・適正料金確保への取り組みと共に

認識を行った。

9. 各単組の取り組み状況について(6月 16 日現在)

(1) 全 港 湾

- ① 3月1日までに要求書の提出とスト権集約を同日までに終えた。第1回回答指定日を3月14日とし、各地方の集中回答指定ゾーンは3月14~17日とした。要求は、基本給一律30,000円、大幅賃上げ目指す。65歳までの定年延長、労災補償の引き上げ、職種別最低賃金の確立、伝染病の休業補償を求める等11項目を要求。
- ② 5月22日集計では、速報分会153分会中、126分会に回答が出され、妥結平均額は4,530円。回答平均額は、定期昇給額4,404円、ベア額2,426円となり、合計6,830円。
- ③ 回答平均額については、299分会中237分会に回答があり定期昇給回答額平均は、4,139円、ベア回答金額平均は、2,501円、賃金引上げ回答額平均は6,501円。
- ④ 職種別平均回答額は、港湾職種6,944円、トラック職種4,551円、一般職種6,685円となっている。

(2) 日港労連

- ① 2月15日、第1回港荷労使交渉を行った。賃上げ要求は物価高騰をものともしない大幅賃上げとして、基準内月額賃金30,000円。スト権確立2月末に集約。
- ② 4月18日、第2回港荷団交（第5回港荷労使交渉）を行い、以下の内容を基本合意として、各個別協議が整ったことを確認のうえ、港荷労使団交を妥結。「行動の自由留保」を通告解除した。
ア. 賃金については、基準内8,000円、基準外月額2,000円（年額24,000円）特に、基準外の取り扱いについては夏季・冬季一時金に対し別途に等分（半期12,000円）上乗せ実績支給。
イ. 62歳の定年延長に関する遞減措置是正策について
- ③ 関連交渉は、第一回目を3月2日(木)に行い、要求は、月額3万円。独自課題として、5.9協定適用実施、産別協議促進、事前協議の作業体制に関連職種を付記する等。5月23日、本給6,000+αで妥結。
- ④ 全日検、5月9日交渉、6,041円で妥結。
- ⑤ 現在、料金問題について検証中。

(3) 検数労連

- ① 2月16日に第1回交渉を行い、要求書の提出を行い、回答指定日を3月24日とし、スト権集約は2月20日で確立。要求は、本給一律30,000円。
- ② 5月12日、第11回交渉を行い、23春闘中止見解に対し、すべての地域から批准・一任を受け妥結を表明。
日検6,194円（昨年比+1,722円）、全日検6,041円（昨年比+364円）

(4) 檢定労連

- ① 要求書提出は、3月2日とし、スト権集約は2月末日。賃上げは10%以上の要求とし、要求項目として、あるべき賃金、時間外算定基礎分母の143への引き上げ、定年を65歳にすること。
- ② 海事検定は、4月13日に大筋で合意：賃上げ結果として、組合員平均=9,362円。
- ③ 新日本検定は、4月14日に合意：賃上げ結果として、役割給改定・現業組合員一人平均=8,000円+アルファ。
- ④ (株)シンケンは、5月1日に合意：組合員平均=8,690円。

(5) 全倉運

- ① 5%+ α を統一要求基準とし、統一要求提出日は3月15日(水)。
- ② 6月16日現在、単純平均38単組 平均 9,307円 (+3,535円)
加重平均3,972人 平均 13,338円 (+6,515円)

(6) 大港労組

- ① 大幅賃金引き上げの確保。基準内賃金月額30,000円を要求。2月24日(金)に第1回団交を開催し、要求書主旨説明を行った。
- ② FAX第89号(4月21日付)で、大港労組の交渉状況報告の②は、「4月14日団体交渉を行った。次回、4月24日を予定」と修正します。
- ③ 4月14日の第4回団体交渉から4月24日を経て、4月28日の団体交渉で基準内8,500円にて妥結。

(7) 全日通

- ① 要求書提出は2月13日(月)、賃金13,700円の増額、一時金年間(夏季・年末合わせて)5か月、生活の維持向上。定昇も含め取り組んだ。
- ② 3月16日妥結。賃金10,550円(税込み/4.00%)、一時金は年間3.5カ月(夏、1.75カ月・冬、1.75カ月)

2. 他団体の賃上げ状況(6月16日現在)

- (1) 連合(6月1日現在)
4,475組合(2,729,728人) 10,807円(3.66%) 昨年対比+4,758円
(1.57ポイント)
- (2) 国民春闘共闘(5月25日現在)
単純平均6,678円(2.55%)、加重平均6,410円(2.25%)
- (3) 経団連(5月19日現在)
92社 13,110円(3.91%) 昨年対比+5,316円(1.56%)

以上